

参 考

参考 1 用語集

【あ 行】

アスベスト問題

アスベスト（石綿）は、発ガンの原因となることが指摘され使用が制限されている。しかし、以前は建築物の鉄骨に吹きつけられていたことから、アスベストを使用している建築物が問題となっている。

アメニティ

心地よさという意味から転じて、快適な生活環境・空間をいい、人間的なすみやすさを示す概念。

インフラ（インフラストラクチャーの略）

道路・鉄道・上下水道・電気・通信など、住民生活や企業活動などの基盤となる施設

江戸四宿（えどししゅく）

江戸時代、五街道とともに整備された江戸（日本橋）に最も近い宿場町で品川宿、内藤新宿、板橋宿、千住宿をいう。

LRT（Light Rail Transit の略、新路面電車）

都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい交通システムで超低床車両の導入により、高齢者・障がいのある人も乗降が容易な乗り物。

NPO（民間非営利組織）

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間非営利組織。国や都道府県からNPO法（特定非営利活動促進法）にもとづく認証を得た団体は法人格を有している。

延焼遮断帯

大震災時等の市街地の大火を防止するため、幹線道路や河川、鉄道等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間。

オープンカフェ

公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態の喫茶店。

オープンスペース

公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を起こす気体の総称で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などを指す。

【か 行】

街区再編まちづくり制度（東京都しゃれた街並みづくり推進条例）

密集市街地などまちづくりの様々な課題を抱える地域において、細分化された敷地の統合や行き止まり道路の付替えなどを行いながら、共同建替え等のまちづくりを進めることにより、魅力あるまちなみを実現しようとする制度。

介護予防

機能訓練、筋力トレーニング、栄養状態の改善、痴呆予防の取り組み等、高齢者が介護に頼ることなく健康に暮らすことのできるよう能力を維持するための活動や対策。

歌舞伎町ルネッサンス

歌舞伎町の環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しむまちへと再生する活動。

観光ビューロー

各種大会、展示会といった観光イベントの窓口機関。

基礎自治体

住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区（東京 23 区）のこと。

帰宅困難者

大地震発生直後に交通機関の運行が停止し、自宅が遠隔なため帰宅をあきらめたり、いったん徒歩で帰宅を開始したものの、途中で帰宅困難となり保護が必要となる人。

京都議定書

1997 年に京都で開催された「第 3 回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3）」で採択された、温室効果ガスの排出量の削減計画で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。2005 年 2 月に発効し、日本は温室効果ガスの排出量を 2008 年から 2012 年までに、1990 年比で 6 %削減することが求められている。

狭さく

間がすぼまって狭いこと。

グリーンバンク制度

不要になった樹木をストック場所等に一時預かり、欲しい人に斡旋する制度。

景観ガイドライン

良好な景観づくりを実現するための方針や、建物や構造物等、景観を形成するものの形状、色彩、意匠等の基準を定めるもの。

景観整備機構

景観法に基づく景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体より指定された団体。主に景観に関する住民の取組みに対する情報提供等の支援や、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行う。

景観法

景観計画や景観地区等における良好な景観の形成のための規制等を規定する景観に関する総合的な法律。

景観計画

景観法に基づいた良好な景観形成を図るために景観行政団体が定める計画。

景観行政団体

景観計画の策定や景観計画に基づく規制などを行う地方公共団体。都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体になり、その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観行政団体となる。

景観協定

対象地区の土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により定められる景観に関する協定。建築物や工作物のデザイン・色彩、規模、用途等についてのルールを定める。

健康寿命

人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。近年、実質的な寿命を測る指標として用いられるようになった。

減災

災害時において発生し得る被害を最小化するための取組み。

建築協定

住宅地または商店街としての環境や利便性を高度に維持増進するなどのため、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意によって定められる建築物に関する協定。建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準をルールとして定めるもの。

広域避難場所

大規模公園や空地で、大火災から身の安全を確保し、火勢の衰えを待つ場所。大規模公園や空地で東京都が指定する。

公開空地

建築物の敷地内の空地、建築物の屋上、ピロティ、アトリウムなどの開放空間のうち、一般に公開されている部分。

コージェネレーション

廃熱を利用して冷暖房、給湯などの熱源に利用すること。

子どもの権利

子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条例が、1989年11月20日国連総会において採択され、1990年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、1994年に条約を批准した。この条約による子どもの権利の代表的なものには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

コミュニティガーデン

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念。

コミュニティスクール

地域独自の要望に基づき、保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、より良く作り上げていくことを目指す新しいタイプの学校。

コミュニティ道路

住宅街等において、歩行者などが安全かつ快適に歩行ができるように整備された道路。

コミュニティバス

一定の地域において、その地域の必要目的に合わせて運行するバス。

コミュニティ・ゾーン

住宅地において、ゾーン内へ入る通過車両の進入を抑制し、歩行者・自転車・自動車がお互いに安全に通行できる環境づくりをめざす区域。

コミュニティビジネス

市民が主体となって地域課題の解決にビジネスとして取り組み、コミュニティの再生と、雇用や地域経済の活性化を同時に達成しようとする新しいまちづくりの手法。具体的な取り組み事例として、介護、福祉、育児・家事支援、教育、環境保護、公営施設の管理、ものづくり、観光、レストラン、コンテンツビジネス、コミュニティFM、コミュニティバスなどがある。

コレクティブハウス

個人や家族がそれぞれ独立した住戸に居住して自立した生活を行うとともに、食堂などの共用スペースをもち、そのスペースを居住者自身が共同で利用・管理していく共同生活型住居。

交通アセスメント

大規模開発等の計画にあたって、適正な交通サービスレベルが確保されるよう、開発による周辺地域の交通への影響を予測・評価すること。

交通需要管理

交通渋滞を解消するために、道路や公共交通のサービス水準を整備・拡充によるのではなく、交通量の抑制や分散など交通需要を管理することで解決を図っていく手法。

交通バリアフリー基本構想

「旅客施設と周辺道路、駅前広場、信号機等について、整合をとりつつ、安全性に配慮した上で、重点的かつ一体的にバリアフリーを進めること」を目的とした、交通バリアフリー法に基づく基本構想。

【さ 行】

SARS（Severe Acute Respiratory Syndrome の略）

重症急性呼吸器症候群と呼ばれる感染症で、2003年の冬に東アジアを中心に急速に広まった。肺炎に似た症状があり、高熱や呼吸困難がみられ、頭痛、全身の倦怠感や意識混濁などの症状もある。

災害時要援護者

お年寄りや子ども、障がいのある人や外国人等、災害が発生した際に弱者の立場となり、避難等の手助けを必要とする人々。

災害復興計画

大震災が発生したときに、東京都等の関係機関や住民と協力して復興事業を行うために策定される計画。

細街路

4 m未満の狭い道路。

細街路拡幅整備事業

建築物を新築・更新する際に、地権者の承諾のもとに幅員4 mに満たない道路を拡幅整備する事業。

細街路拡幅整備条例

安全で快適な災害に強いまちづくりを資すること目的として、区民及び事業所の理解と協力をもとに、細街路を拡幅整備するために必要な事項を定めた条例。

自治基本条例

まちづくりの基本原則や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規。自治の仕組みやまちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例というか形で法的根拠を持たせるもの。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、既成市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業。

シックハウス問題

建材、塗料、家具などから発生するホルムアルデヒドなどの有害物質により、室内の空気が汚染されることによって引き起こされる病気や症状。近年、住宅の高気密化が進むなか、十分な換気が行われないことにより顕在化した。

住宅ストック

住宅を社会資産とみなし、空き家も含めた全ての住宅を指す概念。

食育

健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活を楽しむ力をつけることを目指す。

新型インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で感染するものである。ウイルスが変異することによって発生する今までヒトが感染したことのない新しいタイプのインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。

自転車等整理区画

放置自転車問題が著しい駅周辺の緊急避難的な対策として、道路上の迷惑度の少ない区域を自転車や原動機付自転車を置くことのできる区画に指定し、人員を配置して自転車等を整然と並び替える等の整理を行うもの。

消防水利

消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等をいう。

新宿区省エネルギー環境指針

区が平成18年2月に策定した計画で、地球温暖化を引き起こす温室効果ガス削減のため、地域における省エネルギーを、地域特性を踏まえて効果的に促進していくことを目的とした将来構想（別名「地域省エネルギービジョン」）。

絶対高さ制限(高度地区)

都市計画法に規定された地域地区の一種、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。新宿区では、斜線型の高さ制限に加え、建築物の高さを一定の高さ以下に制限する、絶対高さ制限を指定。

生活習慣病

食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。肥満、高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。

セーフティネット

元々は、サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られた網から由来し、「安全網」「安心ネット」あるいは「安全装置」と訳されてきた。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

セクシュアルハラスメント

労働や教育などの公的な場の社会関係において、歓迎されない性的言動または行為により、相手に不快感を与えること。

セットバック

建物の建て替え時などに道路に面する壁面を後退させ、空地や道路幅員を確保すること。

【た 行】

耐震化率

耐震性が劣る施設数に対し、その耐震改修工事が完了した施設数の割合。

タウンモビリティ

中心市街地をバリアフリー化して、電動スクーターや車椅子、カートなどを貸出、高齢者や障がいのある人に利用しやすいまちにすることをいう。

多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていく社会。

地域分権

生活に身近な行政サービスを身近な行政機関が提供するとともに、地域課題を地域のなかで解決することができるよう、自治体内の小地域を所管する行政区等の行政機関に一部権限を委譲すること。

地域主権

主権者である住民自身が互いに協力し、地域のために主体的に考え、行動することが重要であるという考え方。

地域危険度

東京都震災対策条例に基づき、おおむね 5 年ごとに町丁目ごと算定される地震や火災等に対する地域の危険度をいう。

地域冷暖房

一定の地域全体で 1 ヶ所又は数ヶ所の熱供給プラントを保有し、冷水や温水などを周辺に供給すること。

地下鉄副都心線（平成 20 年開業予定）

埼玉県の志木から池袋、新宿を経て渋谷まで計画され、その後渋谷駅において東急東横線と相互直通運転を行うこととして計画された地下鉄路線。平成 20 年に開業予定である。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画。

中高層階住居専用地区

都市計画法の特別用途地区の一つで、建築物の一定階以上を住宅等の用途に限定することにより、立体的な用途規制を行い、住宅の確保を図る地区。

中水道

ビル内排水、下水道の処理水、雨水などを原水とし、トイレ等の雑用水として供給する施設。

東京都条例の新防火地域

東京都条例による、防火地域と準防火地域の中に位置する防火規制の制度。建築物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために、平成15年の東京都安全条例の改正で創設された東京都独自の制度。

道路率

地域面積全体に占める道路の面積の割合。

特定街区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、街区単位の良い市街地を形成するため、建築物の容積率、高さの制限、壁面の位置の制限を個々に都市計画として決定した街区。

都市施設

都市計画法で定められる施設で道路、河川、公園等や交通施設、水道や電気、ガス等の供給施設又は処理施設。

土地区画整理事業

昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業で、土地区画の整序化により土地の有効利用を図るとともに、それによって創出された資産価値増分の土地を道路や公園等の新たな公共用地として活用することで居住環境の向上を図る事業。

【な 行】

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人等、社会的支援を必要とする人がそうでない人とともに、地域において普通の生活をし、ともに生きることができる社会を目指す考え方。

【は 行】

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の略）

高齢者、障がいのある人などの日常生活及び社会生活における移動上及び施設利用上の利便性、安全性の向上を図るために、公共交通機関の旅客施設等に係る「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と、公共施設等の建築物に係る「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）とを統合、一体化した法律。

ハンブ

通過する自動車の通行速度を抑えることを目的に、道路を盛り上げて舗装した箇所。

ビオトープ

野生の動植物や微生物がありのままの姿で生息し、自然の生態系が機能する場所。

ヒートアイランド現象

人口集中による大量の熱の放出、アスファルトやコンクリートによる熱の吸収等の結果生じる、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象現象。

フリッジパーキング

都市の外縁部に駐車施設を整備し、公共交通や歩行者道等と直結することにより、交通の利便性を確保する方法。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取った事業サイクル。計画から見直しまでを一貫した流れとして捉え、次期計画や事業に、前期の評価を反映させることを目的とする考え方。

ペDESTリアンデッキ

歩行者通路と車道を高架等で分離することを目的に、駅前広場などに設置される歩行者専用の通路。

防災生活圏

延焼遮断帯などにより地域を小さなブロックで区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで、震災時の大規模な市街地火災を防ごうとするもの。この各ブロックを防災生活圏という。

【ま 行】

モール

みどりの多い緑陰のある並木道や散策路が語源であるが、広場やベンチなどの憩い、遊び、集いなどのできる歩行者専用道路を指すこともある。

木造密集地域(住宅密集地域)

道路などの都市基盤の整備が行われないまま、木造住宅などの建物が高密度に建っている地域。

【や 行】

ユニバーサルデザイン

性別、年齢、障がいのある、なし、などの区別なく、誰もが利用することができるよう考慮された施設、製品、情報のデザイン。

【ら 行】

りっぱな街路樹運動

「歩きたくなる新宿」を目指し、これまで道路の付属物として扱われてきた街路樹を都市の骨格として位置付け、まちを魅力的かつ豊かにしていく取組み。

リユース

モノや部品などを再利用すること。モノをそのまま再利用する点で、素材として再活用を図るリサイクルとは区別される。

緑被率

一定の地域における、土地の面積に対するみどりの被覆面積の割合。

緑地協定

良好な住環境を創ることを目的に、都市緑地法に基づき関係者全員の合意により区域を設定し、緑地の保全、緑化について締結される協定をいう。

ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した段階を指す。

ライフライン

日常生活に必要とされる水道、ガス、電気、通信等の供給施設。

【わ 行】

ワークショップ

市民参加によるまちづくりの手法の一つで、一般的に、立場や経験、考え方の異なる人も含めて参加者全員の協働作業を通じて、知恵と工夫を出し合い、成果をとりまとめていくことを指す。

ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような、生活リズムのもてる働き方を調整すること。

ワンルームマンション条例（新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例）

ワンルームマンションが多数建設されている新宿区において、高齢者の単身世帯等、さまざまな人が暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮し、平成16年に施行された条例。

参考2 新宿区基本構想審議会諮問文

18新企企第344号

新宿区基本構想審議会

新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

- 1 新宿区基本構想の見直しについて
- 2 新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

平成18年7月7日

新宿区長 中山弘子

参考3 新宿区都市計画審議会諮問文

18 新都都第484号

新宿区都市計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問
します。

- 1 新宿区都市マスタープランの改定について

平成18年7月10日

新宿区長 中山弘子

参考4 新宿区基本構想審議会委員名簿

新宿区基本構想審議会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
学識経験者（7人）	寄本 勝美	早稲田大学政治経済学術院教授
	汐見 稔幸	東京大学大学院教育学研究科教授
	会長代理 成富 正信	早稲田大学社会科学部教授
	会 長 卯月 盛夫	早稲田大学芸術学校教授
	輿水 肇	明治大学農学部教授
	廣江 彰	立教大学ビジネスデザイン研究科教授
	三田 啓一	早稲田大学客員研究員
区民又は 区内各種団体構成員 （21人）	高山 俊達	新宿区民会議委員（第1分科会）
	藤乗 たみ代	新宿区民会議委員（第2分科会）
	山下 馨	新宿区民会議委員（第3分科会）
	小宮 徳明	新宿区民会議委員（第4分科会）
	平松 南	新宿区民会議委員（第5分科会）
	高野 健	新宿区民会議委員（第6分科会）
	大友 敏郎	四谷地区協議会
	津吹 一晴	笹筥地区協議会
	上原 一	榎地区協議会
	野尻 信江	若松地区協議会
	川井 清	大久保地区協議会
	古沢 謙次	戸塚地区協議会
	小宮 一夫	落合第一地区協議会
	鎌田 利定	落合第二地区協議会
	安田 明雄	柏木地区協議会
	矢屏 昭治	新宿駅周辺地区協議会
	大崎 秀夫	新宿区町会連合会
	中村 靖彦	新宿区医師会
	近藤 龍観	東京商工会議所新宿支部
	坂本 二郎	新宿区商店会連合会
	世継 信一	新宿区高齢者クラブ連合会
区議会議員（7名）	小畑 通夫	新宿区議会議員
	宮坂 俊文	新宿区議会議員
	山添 巖	新宿区議会議員
	沢田 あゆみ	新宿区議会議員
	おぐら 利彦	新宿区議会議員
	根本 二郎	新宿区議会議員
	久保 合介	新宿区議会議員

新宿区基本構想審議会・起草部会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
学識経験者（7人）	寄本 勝美	早稲田大学政治経済学術院教授
	汐見 稔幸	東京大学大学院教育学研究科教授
	部会長 成富 正信	早稲田大学社会科学部教授
	卯月 盛夫	早稲田大学芸術学校教授
	輿水 肇	明治大学農学部教授
	廣江 彰	立教大学ビジネスデザイン研究科教授
	三田 啓一	早稲田大学客員研究員

参考5 新宿区都市計画審議会委員名簿

: 都市計画審議会会長

: 都市マスタープラン検討部会長

: 都市マスタープラン検討部委員

	氏 名	現 職 等
学識経験 のある者 (10名)	石川 幹子	慶應義塾大学教授
	喜多 崇介	東京商工会議所新宿支部
	千歳 壽一	立正大学講師
	戸沼 幸市	早稲田大学名誉教授
	中川 義英	早稲田大学教授
	野宮 利雄	新宿区法律相談担当弁護士
	丸田 頼一	千葉大学名誉教授
	新津 隆次	新宿区印刷製本関連団体連合会
	岡川 榮司	東京都宅地建物取引業協会新宿区支部
	泉 晃子	東京都建築士事務所協会新宿支部
新宿区の住民 (3名)	大崎 秀夫	新宿区町会連合会会長
	近藤 恵美子	新宿区在住
	金山 さか江	新宿区在住
区議会の議員 (5名)	とよしま正雄	新宿区議会議員
	沢田 あゆみ	新宿区議会議員
	おぐら利彦	新宿区議会議員
	久保 合介	新宿区議会議員
	かわの達男	新宿区議会議員
関係行政機関 (2名)	裕木 義人	新宿警察署長
	高田 茂	新宿消防署長

参考6 新宿区基本構想新議会審議経過

新宿区基本構想審議会審議経過

回	開催年月日	会場	審議事項等
第1回	平成18年 7月 7日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・会長、会長代理の選任 ・諮問 ・審議方針について
第2回	平成18年 7月19日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・審議方針、日程等について ・起草部会の設置について ・新たな基本構想の課題について <ul style="list-style-type: none"> - 時代潮流とまちづくりの課題 - ・区民会議提言書 章について
第3回	平成18年 8月 4日	新宿清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第4回	平成18年 8月30日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第5回	平成18年 9月 8日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第6回	平成18年10月 4日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第7回	平成18年10月16日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について ・区民提言以外の主要論点について
第8回	平成18年10月30日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案審議（グループ別審議）
第9回	平成18年11月14日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会の審議状況報告について ・骨子案審議（グループ別審議）
第10回	平成18年11月20日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案審議（グループ別審議）
第11回	平成18年12月 5日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案審議（全体）
第12回	平成18年12月14日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案決定 ・今後のスケジュールについて
第13回	平成19年 1月25日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議
第14回	平成19年 2月 5日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議
第15回	平成19年 2月13日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議
第16回	平成19年 2月17日	早稲田大学 井深大記念 ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議 ・答申

新宿区基本構想審議会・起草部会審議経過

回	開催年月日	会 場	審議事項等
第 1 回	平成18年 8月30日	教育センター	・部会長の選出について ・基本構想・基本計画の構成、内容について
第 2 回	平成18年 9月 8日	教育センター	・作業方針、日程等について ・基本構想・基本計画の構成、内容について
第 3 回	平成18年10月 5日	本庁舎交流の場	・今後の進め方について ・骨子（案）について
第 4 回	平成18年10月16日	本庁舎大会議室	・骨子（案）について
第 5 回	平成18年10月18日	教育センター	・骨子（案）について
第 6 回	平成18年10月23日	本庁舎交流の場	・骨子（案）について
第 7 回	平成18年10月30日	本庁舎交流の場	・骨子（案）について
第 8 回	平成18年11月14日	本庁舎交流の場	・骨子（案）について
第 9 回	平成18年11月30日	本庁舎交流の場	・骨子（案）について
第 1 0 回	平成18年12月 5日	本庁舎交流の場	・骨子（案）について
第 1 1 回	平成19年 1月31日	本庁舎交流の場	・答申（案）について

参考7 新宿区都市計画審議会審議経過

日程・場所	審議会・部会	審議内容
平成17年4月12日 本庁舎第2委員会室	第119回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(報告) ・改定の進め方、スケジュール等
平成18年6月21日 本庁舎第3委員会室	第125回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定の進め方について(報告) ・基本構想との総合化、スケジュール等
平成18年7月10日 本庁舎第2委員会室	第126回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(諮問) ・改定の視点、スケジュール、区民会議提言書等 都市マスタープランの改定を調査、検討するための部会設置について ・検討部会の設置、メンバー選出
平成18年9月7日 本庁舎第2委員会室	第127回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・まちづくりの課題等について 都市マスタープランの評価、地区協議会意見書等 ・めざすべき新宿の都市像、地区像、改定の方向性、新しい都市構造等の検討
平成18年10月27日 新宿清掃事務所 会議室	第128回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・まちづくりの方向性、骨子案の構成 ・まちづくりの現況及び動向等 景観まちづくり審議会における景観計画等の審議状況について(報告) 住宅まちづくり審議会における「新宿区における新たな住宅施策のあり方」の審議状況について(報告)
平成18年10月27日 新宿清掃事務所 会議室	第1回 都市マスター プラン検討部会	基本構想審議会の審議状況報告について ・総合化する計画の体系について 都市マスタープラン改定の進め方について
平成18年11月15日 本庁舎第2委員会室	第129回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・めざすまちの将来像、部門別・地区別まちづくりの方針の検討
平成18年11月15日 本庁舎第2委員会室	第2回 都市マスター プラン検討部会	基本構想審議会との調整について ・まちづくり基本目標、まちづくり方針の検討 ・骨子案の検討
平成18年12月6日 本庁舎701会議室	第3回 都市マスター プラン検討部会	都市マスタープラン・基本計画骨子案について ・骨子案の検討

平成 18 年 12 月 14 日 本庁舎第 2 委員会室	第 130 回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・ 骨子案(案)の審議 ・ 骨子案の決定
平成 19 年 1 月 31 日 本庁舎第 2 委員会室	第 4 回 都市マスター プラン検討部会	都市マスタープランの改定の答申(案)につ いて ・ 区民等の意見への対応の検討 ・ 答申案の検討
平成 19 年 2 月 7 日 本庁舎第 2 委員会室	第 132 回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・ 区民等の意見への対応の検討 ・ 答申の検討
平成 19 年 2 月 17 日 早稲田大学 井深大記念ホール	第 133 回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・ 答申(案)の審議、決定 都市マスタープランの改定について(答申)

印刷物作成番号

2006-18-2101

答 申

「新宿区基本構想の見直しについて」

「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」

「新宿区都市マスタープランの改定について」

発行年月日 平成19年2月17日

発 行 基本構想審議会・都市計画審議会事務局
新宿区企画政策部企画政策課 電話 03-5273-3502（直通）
新宿区都市計画部都市計画課 電話 03-5273-3527（直通）
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

地球環境保全推進のため、古紙配合率100%再生紙を使用しています。

白色度70%再生紙を使用しています。